

## 京都市建設局所管の都市公園における記念碑の設置許可基準

公園は市民が自由に利用できる貴重なオープンスペースであり、公園施設の設置は、公園の利用及び管理上必要なものもしくはその機能を増進させるもののみ認められる。

このため、都市公園法施行令第5条第5項では、都市公園内に設置可能な教養施設として、「記念碑その他これらに類するもの」を挙げており、記念碑の設置を認めているが、その設置許可基準について、下記のとおり定めるものである。

### 記

記念碑の設置については、以下の要件を全て満たすものに限り許可することができる。

- 1 当該公園の沿革、その周辺の風土的環境等と密接かつ明らかな関係があり、公園利用者が当該公園の歴史等を思い起こす拠り所となるものであること。
- 2 公園の維持管理及び通常の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 私的な利益を目的としていないこと。
- 4 政治的又は宗教的利益を目的としていないこと。
- 5 当該記念碑の維持管理は、設置者の責任において行うこと。

### 附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この基準は、令和3年10月8日から施行する。